

承認第7号

平成29年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分事項報告承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年5月15日提出
屋久島町長 荒木 耕治

専決第8号

専 決 処 分 書

平成29年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）について

使用料収入見込額の減に伴い、予算措置をする必要があり、事務手続き上緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日
屋久島町長 荒木 耕治

平成 29 年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度屋久島町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,410	△6	5,404
	1 使用料	5,400	△6	5,394
4 繰入金		31,806	6	31,812
	1 繰入金	31,806	6	31,812
歳入合計		41,016	0	41,016

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	5,410	△6	5,404
4 繰入金	31,806	6	31,812
歳入合計	41,016	0	41,016

2. 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 農業集落排水施設使用料	5,400	△6	5,394	1 現年度分	△6	現年度分 △6
計	5,400	△6	5,394			

(款) 4 繰入金

(項) 1 繰入金

1 一般会計繰入金	31,806	6	31,812	1 一般会計繰入金	6	一般会計繰入金 6
計	31,806	6	31,812			